冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和4年7月21日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社神戸製鋼所 代表取締役社長 山口 貢 電話 078-261-5111

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等		前年度				
	第一種特定製品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー	299 台	0 台	9 台	296 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器	47 台	0 台	4 台	49 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロ	ン充塡量	代替フロ	ン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	事業所で所有している業務用フロン含有機器については社内規程を作成し、それに基づき管理を行っている。				
	廃棄時	事業所で所有している業務用フロン含有機器については社内規程を作成し、それに基づき管理を行っている。 フロン回収はフロン類充填回収業者に依頼している。 機器の引取業者には引取時にフロン引取証明書の写しを渡している。				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	社内規程に基づき、簡易点検、定期点検等を実施し管理を行っている。 点検等により、不具合が確認された場合は、都度必要な処置(修理等)を実施している。				
	廃棄時	事業所で所有している業務用フロン含有機器については社内規程を作成し、それに基づき管理を行っている。 フロン回収はフロン類充填回収業者に依頼している。 機器の引取業者には引取時にフロン引取証明書の写しを渡している。				
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	機器更新時にノンフロン製品、温暖化係数が低い冷媒製品の導入を検討している。					
特記事項						

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。